

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を含む。))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本業務の契約締結は、当該業務に係る令和4年度予算の執行が可能となっていることを条件とします。

令和4年1月12日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役
北海道新幹線建設局長
竹津 英二

◎調達機関番号 565 ◎所在地番号 01
北海建公告第51号

1 案件概要

- (1) 品目分類番号 41、42
- (2) 案件名 北海道新幹線、札幌車両基地高架橋
北海道新幹線、札幌車両基地高架橋工事に係る技術協力業務
(電子入札対象案件)
- (3) 工事場所 北海道札幌市中央区北5条東2丁目地内～北3条東1丁目地内
- (4) 案件内容
 - ア 北海道新幹線、札幌車両基地高架橋工事に係る技術協力業務
 - (ア) 業務内容 技術協力業務 1式
 - (イ) 履行期間 契約締結日の翌日から12箇月間
 - (ウ) 本技術協力業務について、主たる部分の再委託は認めない。
 - イ 北海道新幹線、札幌車両基地高架橋 (以下「建設工事」という。)
 - (ア) 工事内容
 - 高架橋・橋りょう 延長1,340m
 - 建築上家・防雪上家 平面積24,500㎡
 - 上記に伴う仮設工事等
 - (イ) 工期 契約締結日の翌日から令和10年3月31日までを予定している。
- (5) 使用する主な資機材
 - コンクリート：約6万m³、鋼材：約3.2万t
- (6) 本案件は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術提案書の提出等を

電子入札システムにより実施する対象案件である。なお、電子入札システムにより難しい者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変更することができる。

(7) 本案件は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（技術提案・交渉方式）の技術協力・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき、工事価格等の交渉を実施し、本建設工事の契約を締結する。

(8) 本案件は、技術提案書を提出した者の中から技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

なお、優先交渉権者と価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

(9) 参考額

本建設工事に先立って実施する技術協力業務の規模は、2,200万円程度（税込み）を想定している。また、本建設工事の規模は250億円程度（税込み）を想定している。

(10) 本建設工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(11) 本建設工事は、契約締結後に工事内容の変更について提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

(12) 本建設工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

(13) 本建設工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について支払実績により設計変更を実施する試行工事である。

(14) 本建設工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木関係積算標準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

(15) 本建設工事は、主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

(16) 本建設工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

(17) 本建設工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

(18) 本建設工事は、元請け企業の労務賃金改善に関する取り組みを促進するため、インセンティブを付与する「労務費見積み尊重宣言」促進モデル工事の試行工事である。

(19) 本建設工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、本建設工事の内容説明書によることとする。

(20) 本建設工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置は認めない工事である。

(21) 本建設工事は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定及び包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の適用対象である。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たす2者、3者又は4者を構成員とする特定建設工事共同企業体とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）北海道新幹線建設局長による本建設工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体とする。

(1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第4条又は第5条の規定に該当しない者であること。

(2) 当機構における以下に係る令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

ア 2者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合

代表者及び出資比率が第2位の構成員 「土木」及び「建築」

イ 3者又は4者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合

代表者及び出資比率が第2位の構成員 「土木」及び「建築」

出資比率が第3位及び第4位の構成員 「土木」又は「建築」

なお、構成員は、当機構における以下に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が以下の要件を満たす者であること。

ア 2者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合

代表者及び出資比率が第2位の構成員

「土木」1,200点以上及び「建築」1,200点以上

イ 3者又は4者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合

代表者及び出資比率が第2位の構成員

「土木」1,200点以上及び「建築」1,200点以上

出資比率が第3位及び第4位の構成員

「土木」1,200点以上又は「建築」1,200点以上

(注) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。

(3) 構成員は、平成18年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した以下の施工実績を有すること。なお、施工実績を1件名で満たすことができない場合は、複数件名の組み合わせとすることができる。

2者、3者又は4者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合の構成員のうち代表者は、以下のア、エ及びカに掲げる工事の施工実績を有することとする。

出資比率が第2位の構成員は、以下のアからウに掲げる工事のいずれか、かつエ又はオに掲げる工事のいずれかの施工実績を有することとする。

また、代表者又は出資比率が第2位の構成員のいずれかは、以下のイに掲げる施工実績を有することとする。

3者又は4者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合の構成員のうち出資比率が第3位の構成員及び出資比率が第4位の構成員は、以下のアからオに掲げる工事のいずれかの施工実績を有することとする。

ただし、当該施工実績が共同企業体構成員としての実績である場合には、代表者は出資比率が構成員中最大、その他の構成員は出資比率が10%以上のものに限る。

また、当該施工実績が当機構の発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。

ただし、当機構の発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事（当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。）においても、要件を満たす場合は施工実績とすることができる。

ア 鉄道ラーメン高架橋新設工事

イ 鉄道PC上部工新設工事

ウ 橋りょう新設工事

エ 鉄道建築物で、延べ面積5,000㎡以上の新築、増築又は改築工事

オ 公共建築物又は鉄道建築物で、延べ面積1,000㎡以上の新築、増築又は改築工事

カ 鉄道営業線近接工事

※鉄道建築物とは、鉄道の営業または運転保安に供するもので、駅建物、車両基地建物、保守基地建物、電気関係建物、消雪基地建物をいう。

※公共建築物とは、国又は地方自治体の発注により施工された一般公衆が利用する建物をいう。

※鉄道営業線近接工事とは、列車が運転されている線路内又は線路近くで行われる工事で、一般社団法人日本鉄道施設協会が交付する「工事管理者（在来線）資格認定証」又は「工事管理者（新幹線）資格認定証」あるいは関係する鉄道事業者の定める同様の資格を有する管理者を配置して施工する工事をいう。

(4) 当機構の施工実績がある場合は、当該工事種類における令和元年度及び令和2年度の当機構の工事成績が、2年連続で平均が60点未満でないこと。

(5) 構成員のうち代表者は、以下のア又はイのいずれか、かつウの資格を有する配置予定技術者（技術協力業務）を本技術協力業務に配置すること。ただし、1名で満たせない場合は複数名の組み合わせとすることができる。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRC CM相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている必要がある。

また、申請書の提出期限までに当該認定を受けていない場合も申請書を提出することができるが、この場合、申請書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

必要な資格

ア 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））又はこれと同等の能力と経

験

イ 鉄道設計技士（鉄道土木）、RCCM（鉄道又は鋼構造及びコンクリート）又はこれらと同等の能力と経験

ウ 一級建築士

(6) 全ての構成員は、次に掲げる基準を満たす配置予定技術者を本建設工事に専任で配置できること。

また、代表者は、配置予定技術者のほかに専任補助者（当該配置予定技術者と同一の構成員の専任補助者に限る。なお、現場代理人及び専門技術者との兼務は認める。）を配置することができる。

専任補助者数は配置予定技術者1名につき、それ以上とし、専任補助者は次に掲げるア、イ、エの基準を満たす者とする。

なお、専任補助者を配置する場合にあたっては、その配置方について、配置予定技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日国土交通省総合政策局建設業課）」によるものとする。

ア 2者、3者又は4者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合の代表者及び出資比率第2位の構成員は、以下の(ア)及び(イ)を有する者を配置すること。ただし、1名で満たせない場合は複数名の組み合わせとすることができる。

3者又は4者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合の出資比率第3位の構成員及び出資比率第4位の構成員は、以下の(ア)又は(イ)を有する者を配置すること。

(ア) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

(イ) 一級建築士若しくは一級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者

イ 構成員は、平成18年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した以下の施工経験を有する者を配置すること。なお、施工経験を1件名で満たすことができない場合は、複数件名の組み合わせとすることができる。

2者、3者又は4者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合の構成員のうち代表者は、(3)のア及びエに掲げる工事の施工経験を有する者を配置すること。

出資比率が第2位の構成員は、(3)のアからウに掲げる工事のいずれか、かつエ又はオ掲げる工事のいずれかの施工経験を有する者を配置すること。

4者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合の構成員のうち、出資比率が第3位の構成員は、ア(ア)を有する者である場合は(3)のアからウに掲げる工事のいずれかの施工経験を、ア(イ)を有する者である場合はエ又はオに掲げる工事のいずれかの施工経験を有する者を配置すること。

また、構成員のいずれかは(3)のカに掲げる工事の施工経験を有する者を配置することとする。

当該施工経験が共同企業体構成員としての経験である場合には、出資比率が10%以上のものに限る。

ただし、3者又は4者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合の構成員の

うち、出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合には、そのうちの1者に限る。）の配置予定技術者については、(3)に掲げる工事の施工経験は必要ない。

また、当該施工経験が当機構の発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。

ただし、当機構の発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事（当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。）においても、要件を満たす場合は施工経験とすることができる。

なお、(3)に掲げる工事の施工経験を1名の配置予定技術者で要件を満たすことができない場合は、複数の技術者の組合せとすることができ、専任補助者についても同様とする。その場合の配置予定技術者の有する資格と必要な施工経験の組み合わせは以下のとおりとする。

代表者：ア(ア)の資格を有する者は(3)アに掲げる工事の施工経験を有する者とし、
ア(イ)の資格を有する者は(3)エに掲げる工事の施工経験を有する者とする。

出資比率が第2位の構成員：ア(ア)の資格を有する者は(3)アからウに掲げる工事のいずれかの施工経験を有する者とし、ア(イ)の資格を有する者は(3)エ又はオに掲げる工事のいずれかの施工経験を有する者とする。

ただし、配置予定技術者のうち以下に示す者は、本建設工事の契約期間中専任で配置するものとし、その他の者は、各々施工経験を有する工事の施工期間中のみの専任配置とすることができる。

代表者：ア(ア)の資格を有し、(3)アに掲げる工事の施工経験を有する者

出資比率が第2位の構成員：ア(ア)の資格を有し、(3)アからウに掲げる工事のいずれかの施工経験を有する者

4者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合の構成員のうち、出資比率が第3位の構成員：ア(ア)の資格を有し、(3)アからウに掲げる工事のいずれかの施工経験を有する者又はア(イ)の資格を有し、(3)エ又はオに掲げる工事のいずれかの施工経験を有する者

専任補助者について、代表者が配置予定技術者を複数配置する場合は、それに対応する専任補助者を配置できるものとし、専任期間についても配置予定技術者と同様とする。ただし、専任補助者数は、配置予定技術者1名につき、それ以上とする。

ウ 代表者が専任補助者を配置する場合は、上記イの施工経験に代えて下記の代要件の施工経験を有する配置予定技術者を配置できる。

配置予定技術者の経験

要件	代要件
----	-----

(ア) 鉄道ラーメン高架橋新設工事 (イ) 鉄道建築物で、延べ面積 5,000 m ² 以上の新築、増築又は改築工事	(ア) 橋りょう新設工事 (イ) 公共建築物又は鉄道建築物で、延べ面積 1,000 m ² 以上の新築、増築又は改築工事
--	--

エ 監理技術者（監理技術者の専任補助者を含む。）にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- (7) 申請書の提出期限の日から優先交渉権者選定通知の日までの期間に、当機構理事長から「北海道地区」において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 本建設工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本関係若しくは人的関係のある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 優先交渉権者の選定等に関する事項

(1) 技術提案の評価に関する基準

- ア 技術協力業務の実施に関する提案能力 40点
- イ 施工ヤードや近接条件等の制約を踏まえて令和10年3月の工事完了に有効な工法等の提案能力 80点
- ウ 施工時の安全の確保及び全体工程とコスト増加に影響を与えるリスクの管理についての提案能力 40点
- エ ワーク・ライフ・バランス関連認定制度における取得状況又は「労務費見積り尊重宣言」の取組状況 5点

(2) 技術提案書についてヒアリングを行う。

(3) 優先交渉権者の選定

(1)による評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

(4) 技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法

技術評価点が最も高い者が複数者いる場合、アからウの順で優先交渉権者を選定するものとする。

- ア 「施工ヤードや近接条件等の制約を踏まえて令和10年3月の工事完了に有効な工法等の提案能力」の点数が高い者
- イ 「施工時の安全の確保及び全体工程とコスト増加に影響を与えるリスクの管理についての提案能力」の点数が高い者
- ウ 当機構における有資格者名簿の「土木」及び「建築」の客観点数の合計が高い者
なお、ウについては、共同企業体の代表者の順位とする。

(5) 優先交渉権者への通知

優先交渉権者として選定した者には、書面により令和4年4月27日（水）までに通知する。

また、次順位者以降の者に対しては、交渉権者選定通知、それ以外（欠格要件等）の者には非選定とされた旨とその理由を書面により通知する。

なお、優先交渉権者として選定された者は、技術提案（付帯条件がある場合は、付帯条件を満たした提案）に基づく内容により価格交渉のための見積りを行うことを条件とし、これに違反したものは非特定とし、交渉を無効とする。

- (6) 優先交渉権者の選定後、技術協力業務についての見積合わせを実施した上で、技術協力業務契約を締結すると合わせて本建設工事の契約に至るまでの手続きに関する基本協定を締結し、工事価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては、工事価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術提案を反映した技術協力業務を改めて実施する。

- (7) 技術提案の履行に関する事項

受注者の責めにより、技術提案内容が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、指名停止等の措置を講じることがある。ただし、技術提案の設計において、発注者と協議のうえ、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、又は施工条件の変更、災害により受注者の責めによらない理由による技術提案の不履行については、この限りでない。

4 手続等

- (1) 担当支社等

〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西一丁目1番地

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北海道新幹線建設局 契約課

電話 011-231-3489 メールアドレス keiyaku.spp@jr-tt.go.jp

- (2) 説明書の交付期間及び方法

ア 交付期間 令和4年1月12日（水）から令和4年3月8日（火）まで。

イ 交付方法 当機構ホームページからダウンロードすること。

アドレス <https://www.jr-tt.go.jp/>

なお、ダウンロードするためにはパスワードが必要であり、パスワードは電子入札における本案件の調達案件概要欄に掲載する。ただし、やむを得ない事情により上記交付方法により難しい者は、(1)に連絡し、別途交付方法について指示を受けること。

- (3) 申請書の提出方法、期間及び場所

申請書は、提出書類を同一ファイルにまとめたうえで電子入札システムにより提出すること。ただし、提出書類の容量が10MBを超える場合又は契約担当役の承諾を得て紙入札方式に移行した場合は、提出先へ持参、郵送（書留郵便に限る。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メール（押印省略をする場合に限る。）により提出すること。

なお、提出書類は、それぞれについて表紙を1頁とした通し番号を付すこと。

ア 受付期間

令和4年1月12日（水）から令和4年2月1日（火）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、10時から16時まで。

イ 提出先

(1)に同じ。

(4) 技術提案書の提出方法、期間及び場所

技術提案書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、技術提案書の容量が10MBを超える場合又は契約担当役の承諾を得て紙入札方式に移行した場合は、提出先へ持参、郵送（書留郵便に限る。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メール（押印省略をする場合に限る。）により提出すること。

なお、提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付すこと。

ア 受付期間

令和4年2月16日（水）から令和4年3月9日（水）までの休日を除く毎日、10時から16時まで。

イ 提出先

(1)に同じ。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

ア 技術協力業務 免除

イ 建設工事

請負代金額の10分の3以上（保証金納付場所 三井住友銀行 ベイサイド支店）。

ただし、金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

4(1)に同じ。

(5) 2(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も4(3)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、技術提案書の提出時において、2(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

(6) 詳細は、説明書による。

6 契約に係る情報提供の協力依頼

次のいずれにも該当する契約先は、当機構から当該契約先への再就職の状況、当機構との間の取引等の状況について情報を公開することとなりましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、詳細については、説明書を参照して下さい。

- (1) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- (2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

7 Summary

- (1) Classification of the services to be procured: 41,42
- (2) Subject matter of the contract: Construction work of Sapporo rolling stock depot
- (3) Time-limit to express interests by electronic bidding system: 4:00 p.m.
1 February 2022
- (4) Time-limit for the submission of proposals by electronic bidding system:
4:00 p.m. 9 March 2022
- (5) Contact point for documentation relating to the proposal : Contract Division,
Hokkaido Shinkansen Construction Bureau, Japan Railway Construction,
Transport and Technology Agency, Nishi 1-1 Kita 2, Chuo-ku, Sapporo,
Hokkaido 060-0002 Japan, Tel 011-231-3489.

競争参加者の資格に関する公示

「北海道新幹線、札幌車両基地高架橋」及び「北海道新幹線、札幌車両基地高架橋工事に係る技術協力業務」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和4年1月12日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役
北海道新幹線建設局長
竹津 英二

1 案件名及び施工方法

- (1) 案件名 北海道新幹線、札幌車両基地高架橋
北海道新幹線、札幌車両基地高架橋工事に係る技術協力業務
- (2) 施工方法 特定建設工事共同企業体による施工とする。

2 工事場所 北海道札幌市中央区北5条東2丁目地内～北3条東11丁目地内

3 案件内容

- (1) 北海道新幹線、札幌車両基地高架橋工事に係る技術協力業務
 - ア 業務内容 技術協力業務 1式
 - イ 履行期間 契約締結日の翌日から12箇月間
- (2) 北海道新幹線、札幌車両基地高架橋
 - ア 工事内容
高架橋・橋りょう 延長1,340m
建築上家・防雪上家 平面積24,500㎡
上記に伴う仮設工事等
 - イ 工期 契約締結日の翌日から令和10年3月31日までを予定している。

4 競争参加資格確認申請書等の提出

電子入札システムにより提出すること。

(1) 提出資料

- ア 資格確認申請書 1部
- イ 特定建設工事共同企業体協定書(写) 1部
- ウ 委任状 1部

※持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出する場合の提出部数等は、別紙「申請書等の作成にあたっての注意事項等」を参照すること。

※資格確認申請書様式の入手方法については、本案件の手続開始の公示を参照すること。協定書及び委任状の様式は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）ホームページからダウンロードすること。

(2) 受付期間

令和4年1月12日（水）から令和4年2月1日（火）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。）を除く毎日、10時から16時まで。

(3) 提出方法

資格確認申請書及び特定建設工事共同企業体協定書（写）の提出方法については、本案件の手続き開始の公示を参照すること。

また、委任状については、当機構北海道新幹線建設局契約課へ持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

5 特定建設工事共同企業体の構成及び要件

(1) 構成員の数及び組合せ

特定建設工事共同企業体は、次の要件を満たす2者、3者又は4者による組合せとする。ただし、経常建設工事共同企業体を構成員とすることはできない。

ア 当機構における以下に係る令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

(ア) 2者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合

代表者及び出資比率が第2位の構成員 「土木」及び「建築」

(イ) 3者又は4者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合

代表者及び出資比率が第2位の構成員 「土木」及び「建築」

出資比率が第3位及び第4位の構成員 「土木」又は「建築」

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。

ウ 構成員は、当機構における以下に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が以下の要件を満たす者であること。

(ア) 2者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合

代表者及び出資比率が第2位の構成員

「土木」1,200点以上及び「建築」1,200点以上

(イ) 3者又は4者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合

代表者及び出資比率が第2位の構成員

「土木」1,200点以上及び「建築」1,200点以上
出資比率が第3位及び第4位の構成員
「土木」1,200点以上又は「建築」1,200点以上

(2) 構成員の技術的要件

構成員は本案件の手續開始の公示に記載する競争参加資格要件を満たす者とする。

(3) 出資比率要件

2者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合の構成員の出資比率は、30%以上であること。

3者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合の構成員の出資比率は、20%以上であること。

4者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合の構成員の出資比率は、10%以上であること。

(4) 代表者要件

代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(5) 特定建設工事共同企業体の協定

特定建設工事共同企業体の協定書は、「共同企業体運用基準について」(平成15年10月1日付け鉄業契第13号、鉄計積第6号通達)に示された「特定建設工事共同企業体協定書(甲)」によるものとする。

6 認定資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事完成の日までとする。ただし、本工事の契約の相手方以外の者にあつては本工事の契約が締結される日までとする。

7 資格審査結果の通知

特定建設工事共同企業体としての資格については、選定通知書をもって認定されたものとする。

8 その他

(1) 共同企業体の名称

「○○・○○・○○・○○ 北海道新幹線、札幌車両基地高架橋特定建設工事共同企業体」とする。

※○○は会社名の略称(ただし他社と混同する名称は避けること。)とする。

(2) 問い合わせ先

〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西一丁目1番地

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北海道新幹線建設局 契約課

電話 011-231-3489

メールアドレス keiyaku.spp@jr-tt.go.jp